

令和3年度

定期監査報告書

洲本市監査委員

# 令和3年度定期監査報告書

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 2. 監査の対象

### (1) 対象事務

令和2年4月1日から令和3年10月31日までの財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理事務）及び所管事務から選定した。

### (2) 監査対象課

市民生活部（市民課、生活環境課、保険医療課）

## 3. 監査の着眼点

監査対象となった事務が法令に適合し、適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

## 4. 監査の実施内容

### (1) 監査実施日

令和4年1月21日（金）市民生活部市民課            保険医療課

令和4年1月24日（月）市民生活部生活環境課

### (2) 監査場所

洲本市役所2階 202会議室

### (3) 監査方法

監査にあたっては洲本市監査基準に基づき、監査対象課から提出された資料及び令和2年度文書リスト（確定分）を参考に対象事務に係る簿冊を選定し、簿冊の閲覧、計算突合及び関係職員への質問等により実施した。

## 5. 監査執行者

監査委員 真野 陽一

監査委員 地村 耕一良

## 6. 監査対象課の概要（令和3年10月31日現在）

### （1）市民生活部市民課

#### ア 人員について

市民課は、市民係、人権推進室、消費生活センターで構成され、所管施設を含めて21人（うち会計年度任用職員9人）の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・戸籍及び住民基本台帳に関すること
- ・在留関連事務に関すること
- ・個人番号カードに関すること
- ・人権啓発に関すること
- ・男女共同参画社会に関すること
- ・消費生活の向上に関すること
- ・市民相談に関すること

#### ウ 所管施設について

市民課は、総合隣保館（名称：人権文化センター）を所管している。

### （2）市民生活部生活環境課

#### ア 人員について

生活環境課は、環境係、衛生業務係の2係で構成され、所管施設を含めて39人（うち会計年度任用職員17人）の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・環境保全に係る総合的施策の企画及び推進に関すること
- ・塵芥の収集運搬業務に関すること
- ・資源物の受入・搬送に関すること
- ・し尿の収集運搬業務に関すること
- ・浄化槽に関すること
- ・所管施設の管理に関すること

#### ウ 所管施設について

生活環境課は、みつあい館、洲本ストックヤード、五色ストックヤード、せいすい苑（し尿処理施設）、洲本火葬場、五色台聖苑を所管している。

### （3）市民生活部保険医療課

#### ア 人員について

保険医療課は、医療係、国保年金係、保険料係の3係で構成され、22人（うち会計年度任用職員8人）の職員が配置されている。

#### イ 主な事務分掌

- ・後期高齢者医療に関すること
- ・福祉医療に関すること
- ・洲本市国民健康保険の運営、資格及び給付等に関すること
- ・国民年金に関すること
- ・後期高齢者医療保険料に係る通知、納付及び徴収に関すること
- ・介護保険料の賦課、徴収に関すること

#### ウ 所管施設について

保険医療課の所管施設はない。

### 7. 監査の結果

今回の監査結果は次のとおりである。

#### (1) 市民生活部 市民課

##### ●収入事務について

##### ア 諸証明手数料について

市民課の諸証明手数料は、主に戸籍や住民票の謄抄本、印鑑証明等及び税関係証明である。当該諸証明は、市民課をはじめ、五色総合事務所の窓口サービス課、由良支所、上灘出張所で申請が可能で、発行枚数に応じそれぞれの窓口で洲本市手数料条例に定める諸証明手数料を現金で徴収している。

市民課で徴収した諸証明手数料は、現金精算機で日ごとに集計確認し、納付書を作成のうえ、翌日市金庫へ払い込みをしている。窓口サービス課、由良支所及び上灘出張所の窓口で取り扱った諸証明手数料は、それぞれの窓口で集計確認し納付され、1か月ごとに各窓口での取り扱い件数及び金額を市民課に報告している。それぞれ納付された諸証明手数料等と報告金額等を照合のうえ、市民課が取りまとめ調定をしている。なお、諸証明手数料に加えて、洲本市火葬場の使用料についても同様に市民課でとりまとめ調定を行っている。

なお、諸証明発行事務は福祉課所管の大野陽だまり館内の大野行政連絡所でも行っている。当該施設で交付した諸証明の手数料は、他の窓口と異なり市民課担当者が当該施設を訪問し、徴収金を確認、納付している。

諸証明の発行事務と手数料の徴収は複数の部署で取り扱うが、その手数料は取りまとめ市民課所管の歳入となっている。これらの窓口での証明手数料について、一部抽出により市民課の日計報告書等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

##### ●支出事務について

##### ア 洲本市人権教育研究協議会負担金について

この負担金は洲本市人権教育研究協議会に対し、運営費の補助として交付されている。洲本市人権教育研究協議会の主な事業は、市民人権講座や職場研修会の開催、街頭啓発及び「人権を考える集い」の開催等である。

令和2年度は同団体から4月1日に400万円の交付申請があり、同額を交付決定、前期分は4月24日に、後期分は9月25日にそれぞれ200万円を交付している。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、淡路地区人権教育協議会総会など大会の中止、延期に加え、市民人権講座や街頭啓発の中止など例年通りの事業の実施が困難となったため、令和3年3月15日に交付金額を260万円に減額する変更申請を行い、既に交付された負担金のうち140万円が令和3年4月13日に返戻されている。

令和2年度の当該負担金交付関係書類を確認したところ、変更申請の際に添付の事業報告書と実績報告書の事業内容のうち市民人権講座の実施日が一部相違していた。また、事業の実施日、実施場所及び参加人数等が記載されていない部分があった。これは市民課の職員が当該団体の事務局事務を行っていることから、記載がなくともその事業内容を把握できることによるものと思われるが、今後は実績報告書の内容の確認を十分行うべきである。

## (2) 市民生活部 生活環境課

### ●収入事務について

#### ア 塵芥処理特別手数料について

塵芥処理特別手数料は、臨時ごみ収集や大型ごみ運び出しに係る手数料及び指定ごみ袋販売手数料である。

臨時ごみ収集や大型ごみ運びだしについては、利用申込ごとに調定し、依頼先で手数料を徴収している。令和2年度の臨時ごみ収集手数料は101件、207万円、大型ごみ運び出し手数料は71件、34万6500円であった。関係書類を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

指定ごみ袋の販売については、指定を受けた取扱店での販売手数料が7185万6311円、市の他部署への販売手数料が96万8千円であった。

指定取扱店によるごみ袋販売については、年度当初に委託契約をしているが、令和2年度はその手数料納付方法を変更するため、令和2年11月に再度委託契約を行っている。

変更前のごみ袋販売手数料は、指定取扱店からの販売実績報告により1か月に調定されていたが、変更後は指定取扱店からの発注時点で調定するよう変更している。また指定取扱店からの販売手数料の納付確認後にごみ袋を納品している。なお、年度途中で旧方式と新方式が混在する状況となったが、混乱を避けるためごみ袋のデザインを変更している。この指定取扱店によるごみ袋販売手数料の納付方法の変更により、未収が生じないこととなった。

なお、指定取扱店に対し、そのごみ袋販売手数料の100分の10を乗じた額に消費税額に相当する額を加えた金額を繰替払いにより支払っている。関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

### ●支出事務について

#### ア 火葬等業務委託について

本業務は、洲本市火葬場及び五色台聖苑火葬場の火葬等業務委託で、委託期間は令和2年度から令和6年度までの5年間で、委託事業者は、令和元年11月20日にプロポーザルにより選定されている。

委託業務の主なものは、火葬業務をはじめ、設備点検業務、残骨灰処理業務のほか日常清掃業務などである。施設内の従事者は各施設で2名配置することとなっているが、火葬の予約が1件以下で待機人員が確保できる日は1人体制で業務を行う。火葬業務月報を確認したところ、令和2年度の1か月の火葬件数は洲本市火葬場が約39件、五色台聖苑は約21件であった。

また、残骨灰の処理については、9月11日及び3月11日に行い、報告がなされていることを確認した。火葬場の休場日は1月1日及び1月2日で休場日以外は稼働しているが、その業務量は日により大きく差があり、本業務委託により人員配置に係る事務負担は軽減されたと思われる。

当業務について、契約関係書類及び実績確認書類等を抽出し確認したところ、概ね適正に処理されていた。

### (3) 市民生活部 保険医療課

#### ●収入事務について

#### ア 国民健康保険一般被保険者返納金について

本業務は、国民健康保険法第56条及び第64条の規定により洲本市国民健康保険の被保険者資格喪失後に受診した医療費等の返還に係る業務である。

令和2年度の本業務による返還金は国民健康保険特別会計（事業勘定）の65款20項の雑入として計上し、調定額は1448万5605円に対し、収入額は1431万3905円で、返還金の内訳は以下のとおりである。

#### 【返還金の内訳】

区 分		件数	金額
①	国民健康保険被保険者資格喪失後の受診によるもの	75件	1,845,971円
②	第三者行為損害賠償金	16件	11,934,815円
③	高額療養費返還金	1件	112,909円
④	出産育児一時金過誤返戻	1件	420,210円
合 計		93件	14,313,905円

主に国民健康保険法第56条の規定による被保険者資格喪失後の受診に係る医療費返還金及び法64条の規定による第三者損害賠償金によるものである。

①は、返還請求すべき相手方（以下相手方という）の保険者が協会けんぽである場合は相手方の同意に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という）を通じて保険者間調整により返還される。相手方の保険者が協会けんぽでない場合等、保険者間調整ができない場合は、相手方に直接請求を行っている。

②は、交通事故等による第三者行為による医療費の返還金で届出等により傷病原因を確認のうえ、求償事務は委任先である国保連合会が行っている。

なお、令和2年度の当該返納金にかかる収入未済額は18件、171,700円である。なお、翌年度に同額を令和3年6月1日に翌年度に繰り越しているが、その内訳を確認したところ、過年度からの未収金が8件含まれていた。

調定の繰越について、洲本市財務規則に繰越時期について規定されていないが、過年度分にかかる未収金には出納整理期間はないため、年度末（令和3年3月31日）までに収入とならなかったものについては翌年度に繰り越し、現年度（令和2年度）中に生じた未収金については、出納整理期間後に繰り越すよう改められたい。

#### イ 介護保険料徴収事務について

令和2年度介護保険料については、調定額9億8112万4551円に対し収入済額は9億5898万1987円で、収入未済額は1659万8310円、不納欠損は554万4254円である。

介護保険料の普通徴収の納期は以下のとおりであるが、督促状は随時分を含めほぼ毎月発送をしている。

督促状を発送しても納付がない者及び分納履行中以外の者については、催告を行っている。令和2年度は9月30日に1,242件、1540万5124円について催告を行っている。

また、滞納者の預貯金照会を行い、一定の預貯金額があるにも関わらず納付しない者や分納額が著しく低い者に対して差押えの予告を行い、納付のない場合に差押えを執行している。令和2年度は8件、66万2907円（うち介護保険料494,007円、督促手数料7,400円、延滞金16万1500円）の差押えを執行している。関係簿冊から抽出して確認したところ、概ね適正に処理されていた。

### 8. まとめ

今回の監査では、同一課において過年度未収金の繰越時期が異なっていることが判明したが、同じ事案が各所属で発生していないか確認するとともに、財務事務の適切な指導が望まれる。